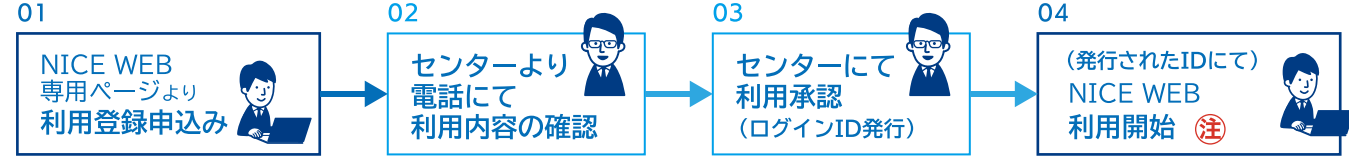


登録と利用までの流れ



Ⓜ 支払い方法について 電子の本申請をご希望の場合、申請手数料の支払い方法を原則「月締め払い」でお願いしております。利用を希望される方は、NICEの利用登録申込みと同時に「月締め払い」もお申込みください。

本申請の種別（電子申請または紙申請）と申請先、手数料の支払い方法

業務種別	本申請の種別 (NICE WEB上で選択)	申請先 (NICE WEB上で選択)	支払い方法
建築基準法（確認・検査 ※1） ※1…当センターで確認済証を交付したものに限り	電子申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：電子申請	全ての事務所・支所	月締め払い
適合証明（設計・現場 ※2） ※2…当センターで確認済証を交付または交付予定の建築物に限る	紙申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：紙面で提出	本申請を申請する窓口 全ての事務所・支所	・現金払い ・コンビニ払い ・月締め払い
省エネ適合性判定	電子申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：電子申請 紙申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：紙面で提出	本所 (省エネ課)	月締め払い ・現金払い ・コンビニ払い ・月締め払い
住宅性能評価	電子申請（1step） 本申請：電子申請	本所 (評価業務課)	月締め払い
長期使用構造等確認			
低炭素建築物技術的審査			
BELS評価			

////// 年末年始休業のお知らせ ////

当センターでは、以下の期間を年末年始休業とさせていただきます。休業期間中はご不便をおかけすることと存じますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【年末年始休業】
令和6年 12月28日(土) ~ 令和7年 1月5日(日)

【年末年始の営業】
年末 | 令和6年12月27日(金)まで
年始 | 令和7年1月6日(月)から



9		5		7	8	
	7			4		5
5	6		7	3	4	2
		6			5	7
			2			3
	7	4			9	6
3		1				8
	8		4			7
				9		1
					1	4

仕事の合間にちよっとブレイク。数独に挑戦！(★☆☆☆ 目標10分)



※答えは、ホームページ「インフォメーション」に掲載します。

編集部より

夏から秋にかけては台風シーズンと言われますが、先日浜松市内では竜巻とみられる突風が発生し、建物の屋根が飛ばされたり自動車が横転するなどの被害があったようです。ちなみに、突風の強さを示す指標として「藤田（F）スケール」といい日本人の藤田哲也博士がアメリカで考案し世界で広く用いられているそうです。今回の浜松市内の突風はその藤田スケールを日本の環境に合わせて改良した「日本版改良藤田スケール」のJEF1に相当するそうです。



まちセンNEWSLETTER

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。

2024年10月発行

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるために「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、改正法の一部（3年以内施行分）が令和7（2025）年4月1日に施行されます。

建築確認・検査の対象外建築物の縮小（法第6条）

「2階建て以上 または 延べ面積200㎡超」の木造建築物等は、「新2号建築物」に該当し、建築基準法令の全ての規定について審査対象になることから、確認申請の際に、審査を行うために必要な図書の添付が必要になります。



- ・一戸建ての住宅の確認申請においても、構造関係の図書、採光計算・換気計算、避難規定の検討書、火気使用の内装制限、火気換気扇の検討、電気設備図および給排水設備図等の添付が必要となります。
- ・構造計算が要求されない木造建築物の場合は、施行規則で規定されている明示すべき事項を仕様表等に明示すれば、構造関係図書の一部（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図および2面以上の軸組図）を添付省略ができる予定です。

「第2号建築物」の確認申請図書（参考）一覧

- 仕様表*・計算概要・付近見取図・内部/外部仕上表
- 求積図・地盤算定表・配置図
- 平面図*
- 立面図・断面図*
- 構造詳細図
- 床面積・見付面積計算表
- 壁量判定 兼 耐力壁図
- 四分割法判定
- 柱頭柱脚金物算定（N値計算法）
- 給排水衛生・電気設備図
- 計算書（採光、換気、省エネ）
- 設計内容説明書（省エネ）
- 機器表（省エネ）

確認申請図書（参考）では、必要な情報は、仕様表等に記載することにより、基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図・軸組図を省略する構成としています。
※基礎伏図、各階床伏図・小屋伏図、軸組図を作成し、必要な情報を記載することも可能です。

青字：「確認申請・審査マニュアル（ダイジェスト版）」（国交省発行）に掲載している図書

*の図書は、同書で省エネ仕様基準に関する記載例も掲載しています。



建築工事届等の様式改正について ~2025年1月以降に着工予定の建築物から~

2024年10月1日付で建築工事届、建築物除却届の様式が変わりました。新様式の対象となるのは2025年1月1日以降に着工予定の建築物です。

- 変更ポイント
用途分類を建築確認申請の用途分類と同一とする変更を行い、様式を作成する際の負担軽減が図られています。

着工予定日が2025年1月1日以降の建築物 → 新様式
着工予定日が2024年12月31日までの建築物 → 旧様式

※当センターホームページより新様式の書式データをダウンロード頂けます。
※NICE WEB申請システムについても新様式に対応しておりますのでご利用ください。

● 馴染みがない方！省エネ適合性判定とは？

2025年4月以降に**着工**する原則全ての住宅・非住宅建築物の新築、増改築する際に省エネ基準への適合が義務付けられます。

2025年4月の法改正で初めて建築物省エネ法に触れる事業者様も多いかと思います。今回は改正後の省エネ適判について理解を深めましょう！



● 省エネ適合性判定って？

省エネ基準への適合を確認するために、所管行政庁又は国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関において判定（審査）を受けることです。その結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が交付されます。

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターは国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関です！



● 全ての建物で判定を受ける必要があるの？

下記の場合「省エネ適合性判定」は不要又は省略することが可能です。

- 建築物省エネ法第18条で定める適用除外建築物は省エネ適合性判定を受ける必要はありません。
適用除外建築物とは：①10㎡以下の新築・増改築
②居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
③歴史的建造物、文化財等
④応急仮設建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項） 仮設建築物（同法第85条第2項） 仮設興行場等（同法第85条第6項又は第7項）
- 新三号建築物（都市計画区域内の平屋建てかつ延べ床面積200㎡以下）は省エネ適合性判定の審査を省略することができます。
- 住宅は下記のいずれかの場合、判定を受ける必要はありません。
①外皮基準・一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準で評価する場合
②設計住宅性能評価を受けた場合
※断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級が等級4以上である必要があります。
③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合

省エネ適判の対象か判断が曖昧になる場合は、所管行政庁又は省エネ判定機関に問い合わせましょう。



静岡県建築住宅まちづくりセンター 問い合わせフォーム



← 省エネ課問い合わせフォーム
※非住宅の省エネ適判に関する問い合わせはこちら



← 評価業務課問い合わせフォーム
※住宅の省エネ適判に関する問い合わせはこちら

■ 設計住宅性能評価書を活用した場合の省エネ適合性判定の審査について

評価書を活用し、省エネ適合性判定の申請を合理化することができます。

コース1：設計住宅性能評価書の交付を受けた場合、**省エネ適合性判定を省略**することができます。
※長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合も同様となります。
※断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級が等級4以上である必要があります。

コース2：省エネ適合性判定と設計住宅性能評価とを併せて受ける場合、通常の**省エネ適合性判定に必要な書類の大半を省略**することができます。※コース2の場合は省エネ適合性判定通知書の交付を受ける必要があります。

コース1	項目	コース2
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能の場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅性能評価を 同一機関に申請 すること
確認申請時に宣言書 [*] の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを 確保計画の添付図書とみなす 等

* 評価書又はその写しを確認審査の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

重複して審査を受ける必要はないんだね！



引用元：国交省改正法説明会資料より。

住宅性能証明書（贈与税用）の業務を開始しました

令和6年度税制改正に対応した贈与税の非課税措置に係る証明書の受付を開始しました。詳しくはWebページ、評価業務課へお問い合わせください。

令和6年度税制改正による主な変更は以下になります。

- 受贈に係る適用期限を令和6年1月1日から令和8年12月31日まで延長
- 非課税限度額が1,000万円に上乗せされる「良質な住宅」の要件について、新築住宅の省エネ性能要件がZEH水準（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上）に引き上げ
※令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅、又は令和6年3月30日までに建築された住宅については、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上が適用されます。



住宅の外皮計算に係る評価方法の変更について

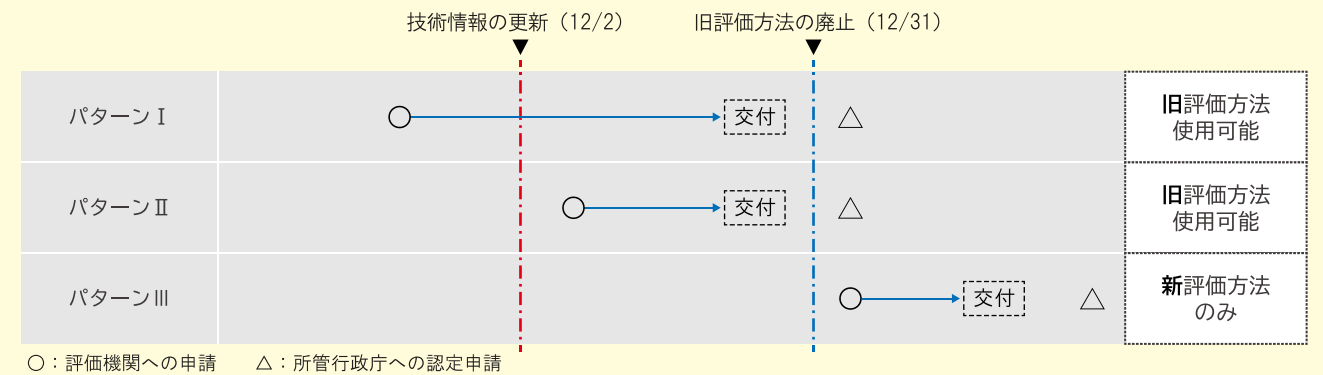
基礎の線熱貫流率及び鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率の算出方法が令和6年12月2日に更新されます。それに伴い、当面の間使用できるものとしてきました旧評価方法の使用を以下の日程で廃止いたします。

基礎の線熱貫流率 **令和8年10月31日**

鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率 **令和6年12月31日**

旧評価方法の使用可否につきましては申請日を基準とします。廃止日より前に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、長期優良住宅建築等計画等の認定における長期使用構造等の確認、住宅性能評価又は低炭素建築物新築等計画の認定等を申請するものについては旧評価方法を使用でき、これらの申請で設計変更等が生じた場合でも旧評価方法を使用できるものとしてします。

評価方法の適用の判断基準となる申請日について



評価機関への申請日（技術的審査など）と所管行政庁への認定申請日が異なる場合は、先に申請されている方の申請日を基準に判断する。

例）評価機関へ低炭素建築物の技術的審査の申請を12月31日以前に行い、適合証を受領（旧評価方法を採用）し、1月1日以降に、低炭素認定を所管行政庁へ行なった場合は、評価機関への技術的審査の申請日を基準に判断する。

藤枝支所閉所のお知らせ

当センターでは、近年の電子申請件数の増加に向けた組織体制の検討を行い、令和6年12月27日を以て藤枝支所を閉所することといたしました。

これまでの同支所への皆様からのご愛顧に深く感謝申し上げますとともに、令和7年の改正法施行に向けて、一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続き当センターをお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



- 閉鎖拠点
藤枝支所
（藤枝市田沼三丁目11番21号）
- 閉所日
令和6年12月27日（金）
- 新規での申請引き受け終了日
令和6年11月29日（金）